

令和5年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会（個別編）

障害児通所支援事業所①

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- 1 厚生労働省からの通知について
- 2 定員の遵守について
- 3 サービス提供時間の下限について

1 厚生労働省からの通知について

厚生労働省からの通知について

令和5年3月に厚生労働省から以下の事務連絡が発出されました。
事業所の人員配置に関わるため、それぞれ確認します。

①令和5年3月3日付事務連絡

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」

②令和5年3月30日付事務連絡

「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

① 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」

【前提】 児童発達支援（センター以外）及び放課後等デイサービスの人員基準

児童発達支援管理責任者	1人以上は専任かつ常勤
保育士又は児童指導員	障害児の数が10人までの場合2人以上 1人以上は 常勤
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に配置
看護職員 (保健師・助産師・看護師・准看護師)	医療的ケアを行う場合に配置
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者

① 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」

問1

営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇等の取得により事業所に置くことができない日が生じる。

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。

① 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」

答1

○指定通所基準では、児童指導員 又は 保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。

○一方、児童指導員 又は 保育士は、定員10名の場合、児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて2名以上置く必要がある。

○よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員 又は 保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要までではない。

① 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」

問2

児童発達支援管理責任者が常勤で1人配置されている児童発達支援事業所において、労働基準法等で定める児童発達支援管理責任者が休暇を取得する日には、当該職員とは別に、常勤の児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのか。

① 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」

答2

○指定通所基準では、児童発達支援管理責任者について、サービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めている。なお、管理者についても同様である。

○一方、指定通所基準では、緊急時等の対応や事故発生時の対応を規定しており、これらは管理者や児童発達支援管理責任者の出勤の有無に関わらず適切に行う必要があるため、この点も踏まえ、必要な人員配置や連絡体制を確保してください。

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

○昨年度の会計検査において、児童指導員等加配加算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が確認されました。その理由として、児童指導員等加配加算の要件の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、児童指導員等加配加算の要件の周知徹底等について指摘がなされたことを踏まえ、加算の要件等について確認します。

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

児童指導員等加配加算の要件

児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算で1以上配置していること。

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数

「児童10名に対し、保育士又は児童指導員が2名」等の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士に加え、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、全ての職種を指す。よって、児童指導員又は保育士が、指定基準で置くこととしている員数+1名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、児童指導員等加配加算を算定することはできません。

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

児童指導員等加配加算の対象となる加配職員 ※常勤換算で1以上必要

理学療法士等

理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
保育士
(国家戦略特別区域限定保育士)
心理担当職員等、
こども家庭庁長官が定める基
準に適合する者

児童指導員等

児童指導員
手話通訳士
手話通訳者
強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) 修了者
重度訪問介護従業者養成研修
修了者
行動援護従事者養成研修修了者

その他の従業者

専門職員等、児童指導員等
に該当しない職員で、児童
の直接支援を行う者

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

問1

児童指導員等加配加算の対象となる加配職員（理学療法士等・児童指導員等）を常勤で雇用したとき、当該常勤職員が休暇を取得する場合、休暇を取得した日は加配職員が不在のため、児童指導員等加配加算を算定できないのか。

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

答1

児童指導員等加配加算は児童指導員等を常勤換算で1人以上配置したときに算定できる。
常勤職員の場合、有給休暇等を取得するときは欠如としては扱わない（常勤換算として計上できる）ので、1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能である。

なお、暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合はこの取扱いは認められない点に留意すること。

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

【参考】 「障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）」
（平成19年12月19日付け事務連絡）問6より

非常勤職員が有給休暇等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできません。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足ります。

→非常勤職員を複数名配置することで常勤換算を満たしている場合は要注意

② 「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」

【参考】 「障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）」
（平成19年12月19日付け事務連絡）問6より

常勤の職員が有給休暇等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができます。

暦月とは…（民法第143条）

週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

ご視聴いただきありがとうございました。